

技術部会の設置素案

1 設置

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会」（以下「本委員会」という。）における、原状回復及び環境再生に係る技術的検討事項等の円滑かつ効率的な検討に資するため、本委員会設置要領第7の規定に基づき、本委員会技術部会を設置する。

2 所掌

技術部会は、次のいずれかに該当し、かつ委員長が適当と認める事項について、検討し、提言等を行うものとする。

- (1) 原状回復及び環境再生に係る調査に関する技術的検討事項
- (2) 原状回復及び環境再生の技術的手法に関する検討事項
- (3) 本委員会において、技術部会における検討を必要とする旨の提言等がなされた事項

3 組織

部会は、本委員会委員のうち、委員長が指名する委員をもって組織する。

4 部会長及び副部会長

- (1) 部会に部会長と副部会長を置く
- (2) 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。
- (3) 部会長及び副部会長の部会における職務等については、本委員会要領に規定する本委員会における委員長及び副委員長の職務等に準ずる。

5 検討の方法

- (1) 委員長は、2に定める事項について、部会での検討を両県に指示する。
- (2) 両県は、(1)の指示を受けた場合は、部会を招集し、2に定める事項についての両県の提出案を部会に提出する。
- (3) 部会は、(2)の提出案について、検討し、提言等を行う。
- (4) 両県は、(3)の提言等を受けて、提出案の見直し等を行い、本委員会提出案を作成する。
- (5) 両県は、(4)において作成した本委員会提出案を、部会における提言等の内容とこれに対して両県が行った見直し等の内容を説明する資料を添付のうえ、本委員会に提出する。
- (6) 本委員会は、(5)において提出された本委員会提出案等について、検討し、提言等を行う。

6 部会の構成案

技術的専門知識を有する委員の中から、専門分野等を考慮して、委員長が指名する。

【技術部会検討概念図】

